

綾瀨市受益者負担適正化 に関する指針

平成24年10月

綾瀨市

目 次

はじめに	1
I 受益者負担の基本的な考え方	2
1 現状と課題	2
2 受益者負担に対する基本的な考え方	4
II 受益者負担の具体的な設定基準	5
1 受益者負担適正化の対象	5
2 性質別負担割合の考え方	5
3 算定根拠となる経費の範囲	8
4 受益者負担額の算出方法	9
5 特別の場合の受益者負担額の算出方法	10
6 激変緩和措置	11
7 受益者負担額算定における端数処理	11
8 減額・免除制度の基本的な考え方	11
おわりに	13
資料	15
1 検討経過	17
2 公共施設基礎データ	18
3 公の施設 現行・改定使用料比較表（試算値）	19

はじめに

市では、平成18年3月に行政改革大綱「あやせ経営戦略プラン」を定め、その中で、施設利用等のサービス提供における利用者負担について、公平性の観点から、行政サービスにおける受益と負担の適正化を図るため、サービスに応じた負担の導入を行うことを目的に、行動計画となります集中改革プランの中で「受益者負担の見直し」を取組項目として掲げました。

受益者負担の適正化に向けては、まず、第三者機関であります大学教授、団体の代表者及び公募市民で構成する綾瀬市補助金及び受益者負担等検討委員会を設置し、度重なる審議をいただき、受益者負担率の設定、算定根拠の明確化、減免規定の適用など、受益者負担の適正化に向けての提言を出されました。

市では、この提言を受け、庁内検討組織（受益者負担適正化に関する指針策定委員会）を設置し、検討を重ね、この指針を策定したものです。

※綾瀬市行政改革大綱 あやせ経営戦略プラン（平成18年3月策定）より抜粋

3 行政システムの改革

(1) 財政の健全性を維持します。

財政の健全性は行政経営の根幹となすものであり、長期にわたり保証されなければなりません。このため、市税収納率の向上や受益者負担金の適正化、また新たな財源確保など歳入の増に取り組むとともに、特別会計を含めた長期財政計画の策定や財政健全化目標を設定し、安定的な財政運営の維持に努めます。

※第1期（平成18年3月）及び第2期（平成22年3月）あやせ集中改革プランより抜粋

受益者負担を見直します。

（1期 平成18年～21年・2期 平成22年～24年）

- ・受益者負担のあり方に関する基本方針を定め、公共サービスに対する受益者負担の適正化を図ります。
- ・公の施設の使用料・利用料金の減免基準の見直しを行い、利用者間の公平性の確保と受益者負担の適正化を図ります。
- ・公の施設の経費負担について、適正な負担とします。

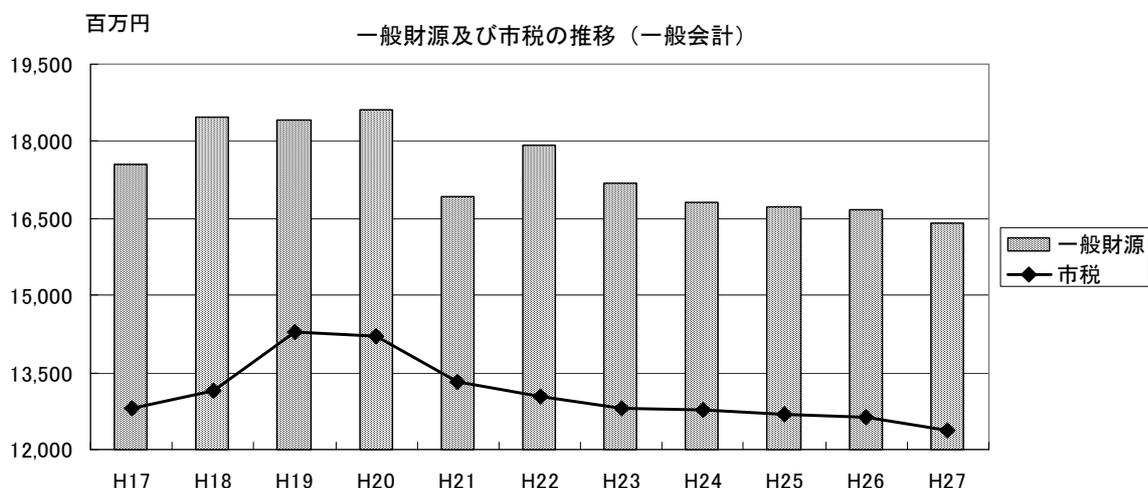
I 受益者負担の基本的な考え方

1 現状と課題

(1) 本市の財政状況

本市の市税収入は、平成19年度の三位一体改革による税源移譲により増額となったものの、長引く景気低迷により、年々減少しており、本市の一般財源は、右肩下がりの状況となっております。

加えて、個人所得の低減と高齢化の一層の進行による扶助費の増大などにより、義務的経費が年々増大し、財政硬直化が一層進んでおり、大変厳しい財政状況となっております。



財政指標	20年度	21年度	22年度
経常収支比率	93.9%	94.2%	94.4%

(2) 公共施設の状況

本市には、多種多様な公の施設が設置され、市民の貴重な財産として、日々利用されております。これらの施設を維持していくためには、維持管理費用がかかっており、それらの費用は、利用者からの受益者負担額（使用料）と市民の税金で賄っております。

ア 維持管理経費

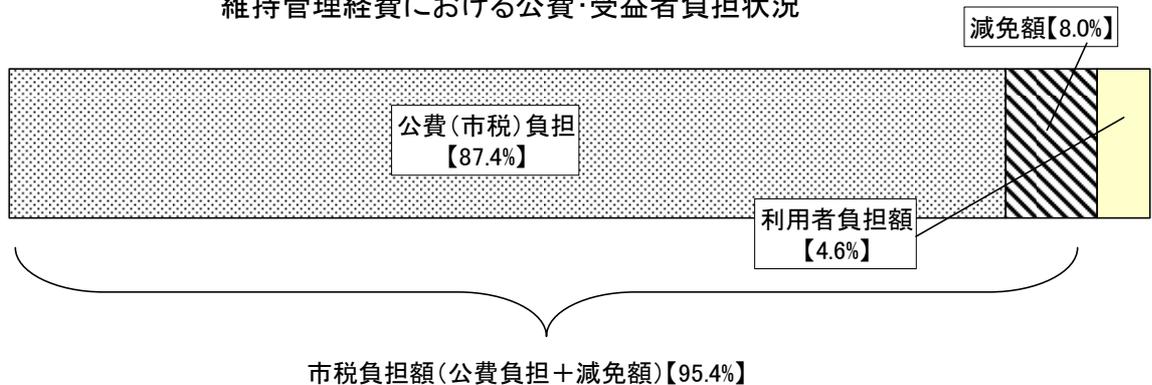
維持管理経費につきましては、道路、公園などを除く公共施設（ハコモノ施設）では、年間で約4億6千万円（平成22年度）となっております。

イ 使用料の収納状況

利用者からの受益者負担額（使用料）としては、受益者負担額の減免適用

を受け、約3千7百万円が減額免除となっており、平成22年度においては、約2千2百万円、維持管理経費に占める受益者負担の割合としては、4.6%に留まっており、残りは全て、市民の税金で賄っている状況です。

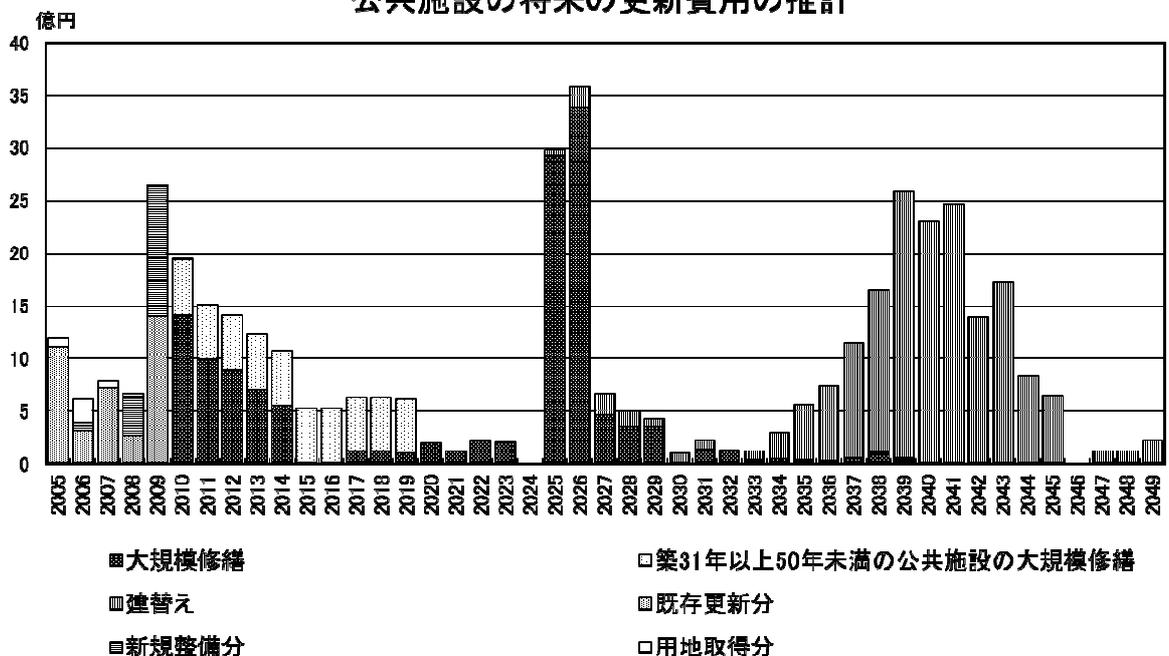
維持管理経費における公費・受益者負担状況



ウ 施設の老朽化の状況

本市の公共施設は、右肩上がりの時代を背景に、人口急増に対応するなど、昭和50年代に多くの公共施設整備を進めてきましたが、今後、施設の建替えや大規模修繕に伴う費用負担が見込まれますが、1(1)の「本市の財政状況」のとおり、収入確保が難しく、こうした十分な財源が見込めない中において、今後の市の財政に与える影響が懸念される状況となっております。

公共施設の将来の更新費用の推計



(注)「公共施設の将来の更新費用の推計グラフ」は、(財)地方自治センターの試算ソフトによる推計です。(試算設定 大規模修繕30年・建替え60年)

(3) 受益者負担の設定における課題（綾瀬市受益者負担の適正化に向けての提言より抜粋）

受益者負担による収入は、税外収入として貴重な自主財源となっていますが、本市の受益者負担については、第三者機関の綾瀬市補助金及び受益者負担等検討委員会からの提言におきまして、次の点が課題であるとの指摘がなされています。

ア 負担を求める場合の算定基準が明確となっていない。

イ 受益者負担を設定していない施設がある。

ウ 平成10年度以降、使用料が見直されておらず、定期的な検証もされていない。

エ 受益者負担の算定根拠となる経費の範囲や割合が明確となっていない。

オ 減免規定の考え方が統一的でない。

2 受益者負担に対する基本的な考え方

受益者負担における現状と課題を踏まえ、受益と負担の公平化の観点から、市民の理解と納得を得られる合理的な料金設定とするため、次の3つの視点を受益者負担適正化の基本的な考え方とします。

(1) 受益者負担の原則（公平化）

使用料が施設の維持管理等に要する費用を下回る場合においては、不足分を公費（税金）で賄うことになり、結果的には、施設を利用されない方にも費用の負担を課すこととなります。

施設を利用される方（受益者）と利用されない方との負担の公平化を図るため、受益者負担を原則として、使用料を算定するものとします。

(2) 算定方法の明確化（透明性）

受益者負担の算定に当たっては、応分の負担を求める受益者や市民全体に分かりやすく説明できるように、使用料の積算根拠を明確にした算定方式などを定め、透明性を確保します。

(3) 減額・免除規定の統一化

受益者負担の原則の観点から、減額・免除する場合は、できる限り限定的・統一的に実施するものとします。

Ⅱ 受益者負担の具体的な設定基準

1 受益者負担適正化の対象

原則として、公の施設の利用に係る使用料を対象とします。ただし、法令等により受益者負担の基準や算定方法が定められているもの、法令等による基準や算定方法の定めはないが、その他の基準により、使用料の額が定められているもの、公営企業等の独立採算を前提として設置するものについては、対象外とし、受益者負担の適正化を図る公の施設は、次に掲げる施設とします。

児童館、高齢者福祉会館、高齢者憩の家、福祉会館、ふれあいの家、自治会館、地区会館、文化会館、中央公民館、地区センター、コミュニティセンター、スポーツ施設（学校開放を含む）、リサイクルプラザ

（参考）対象外とした公の施設

（法令等により受益者負担の基準や算定方法が定められている施設）

- ア 使用料を徴収できない施設 小中学校（学校開放を除く）、図書館
- イ 算定方法や受益者負担の基準が政省令など別に定められている施設
市営住宅、綾瀬西デイサービスセンター、公園、河川、道路
- ウ 国や県の同種の施設の算定方法や受益者負担の基準に準ずる施設
保育園
- エ 独立採算を前提としているもの 下水道、墓地

2 性質別負担割合の考え方

市の施設は、市民の日常生活に不可欠で、市場原理によって提供されにくい施設から、特定の市民が利益を享受し、民間においても類似の施設が存在するものまで、多岐にわたっており、こうした点を考慮すると、利用者（受益者）に一律一律に負担を求めることは、公平性・公正性を損なう可能性があります。

このため、より公平・公正な受益者負担額を算出するために、施設の利用形態や機能に着目して、そのサービスの性質を、「必需性」と「市場性」の2つの視点により分類し、その公共性に応じた受益者と公費の負担割合を定めるものとします。

なお、施設の分類に当たっては、施設単位で分類し、施設内の部屋ごとの分類は行わないものとします。

(1) サービスの性質による分類

① 「必需性」による分類

日常生活の必要性（選択的又は必需的）による区分は次のとおりです。

区分	必需的	選択的	
性質	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設 ・社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって選択的に利用する施設 ・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設 	
公共性の強弱			
施設分類	1	2	3
	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設（児童館、高齢者福祉会館、高齢者憩の家、ふれあいの家） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動施設（自治会館、地区会館） 	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ・レクリエーション施設（体育館、陸上競技場、野球場、多目的広場、学校開放、テニスコート、炊事棟） ○文化施設（文化会館） ○生涯学習施設・貸室施設（中央公民館、地区センター、コミュニティセンター、福祉会館、綾北福祉会館、リサイクルプラザ）

※「貸室」を主なサービスとする施設の場合は、特にその機能に着目して、生涯学習施設と同様に分類する。

② 「市場性」による分類

民間による提供可能性（公益的又は市場的）による区分は次のとおりです。

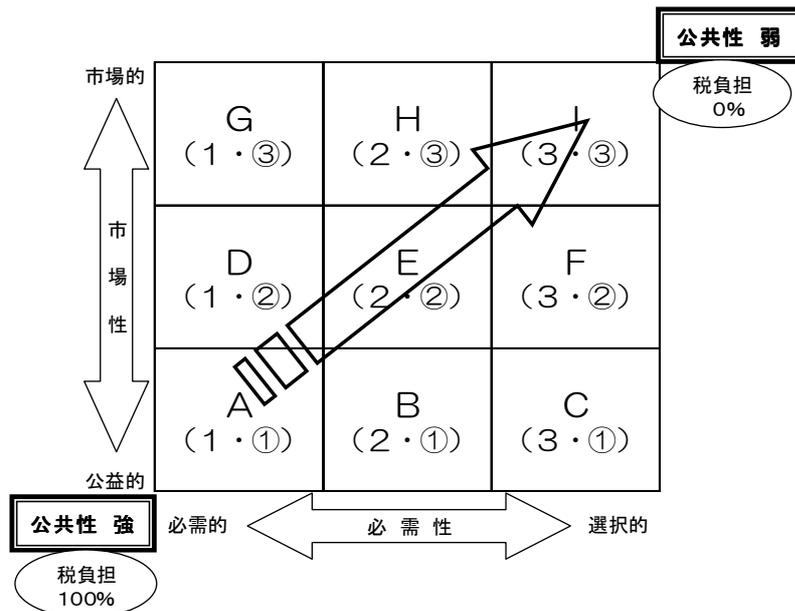
区分	性質	公共性の強弱	施設分類
公益的 (非市場的)	収益性（採算性）が低く、民間による提供が困難な施設		① ○福祉施設（児童館、高齢者福祉会館、高齢者憩の家、ふれあいの家）
			② ○地域活動施設（自治会館、地区会館） ○生涯学習施設・貸室施設（中央公民館、地区センター、コミュニティセンター、福祉会館、綾北福祉会館、リサイクルプラザ）
市場的	収益性（採算性）が高く、民間により同種・類似のサービス提供が期待できる施設		③ ○スポーツ・レクリエーション施設（体育館、陸上競技場、野球場、多目的広場、学校開放、テニスコート、炊事棟） ○文化施設（文化会館）

(2) 公共性の強弱による施設の負担割合

①負担割合の考え方

「(1) サービスの性質による分類」の①必需性及び②市場性の2つの視点をクロスさせることで、サービスの性質による公共性の強弱を区分し、負担割合を設定するものとします。

この場合において、公共性が強い施設は、公共(行政)の関与性が強く、必要なコストを税で負担することが妥当であり、逆に公共性が低い施設は、税負担割合が低くなり、受益者の負担で賄う施設となります。



※この表は必需性の分類(1~3)を横軸に、市場性の分類(①~③)を縦軸に当てはめたものとなります。

②施設の負担割合

「(2) ①の負担割合の考え方」に基づき、施設の負担割合については、次のとおり5段階の負担割合に区分します。

区分	公共性の強弱	負担割合	受益者負担割合	施設
1	A(1・①)	0%	低 A	○福祉施設 (児童館、高齢者福祉会館、高齢者憩の家、ふれあいの家)
2	B(2・①):D(1・②)	25%	B D	—
3	C(3・①):E(2・②) G(1・③)	50%	C E G	○地域活動施設 (自治会館、地区会館)
4	F(3・②):H(2・③)	75%	F H	○生涯学習施設・貸室施設 (中央公民館、地区センター、コミュニティセンター、福祉会館、綾北福祉会館、リサイクルプラザ)
5	I(3・③)	100%	高 I	○スポーツ・レクリエーション施設 (体育館、陸上競技場、野球場、多目的広場、学校開放、テニスコート、炊事棟) ○文化施設 (文化会館)

3 算定根拠となる経費の範囲

(1) 算定根拠とする経費の範囲について

施設運営に要する費用とは、「維持管理・貸出に要する費用（ランニングコスト）」、「事業等の費用」、「設置の費用（イニシャルコスト）」から構成されており、受益者負担の算定根拠となる経費の範囲（以下「算定基礎額」という。）としては、「維持管理・貸出に要する費用（ランニングコスト）」を対象とします。

なお、公共施設そのものは市民全体の財産であり、市が建設していくことが必要なことから、建物建設費、用地取得費など、「設置の費用（イニシャルコスト）」は公費負担とします。

区分	経費内訳	
設置の費用 (イニシャルコスト)	用地取得費・施設建設費（減価償却費）・大規模修繕費	公費負担
事業等の費用 (市が主催する講座・催し)	人件費・物件費・補助費等	
維持管理・貸出に要する費用 (ランニングコスト)	人件費・物件費・維持補修費・補助費等	受益者負担

(2) 対象となるランニングコストについて

維持管理・貸出に要する費用としては、人件費、賃金、消耗品費、光熱水費、維持管理修繕料、通信費、手数料、保険料、委託料（指定管理委託料含む）、賃借・使用料、備品費などを対象とし、算定します。

(3) 算定基礎額の算定方法について

算定基礎額を算定する場合は、経常的な改革・改善による経費削減効果から、直近年度の実績を採用する方が適切な基礎数値となるため、原則として、算定を行う年度の前年度の決算値（平成22年度実績値）を活用します。ただし、過去2年の実績と大きく乖離するときは、3年間の平均値とします。

また、前年度実績のない新規開所施設については、開所に当たり算定する予算や指定管理料を参考に算定するものとし、それにより難しい場合は類似施設の経費で算定を行うものとします。

なお、コスト計算に当たっては、行政で使用する民間企業的な会計手法を用いた行政コスト計算の手法を基本に用いることとします。

(4) 算定基礎額の定期的な検証について

社会情勢の変化や実勢に適応した使用料とするため、原則5年ごとに、算定基礎額の算定を行うことにより、施設の維持管理等に要する費用の変化等を的確に把握し、現行の使用料が適正か否かの検証を行うものとします。

4 受益者負担額の算出方法

受益者負担額については、「3 算定根拠となる経費の範囲」により算出した算定基礎額に、「2 性質別負担割合の考え方」により算定した施設の負担割合を乗ずることにより、算出するものとします。

なお、利用形態（専用利用、個人利用）に応じ、次に掲げるいずれかの方法で算定を行うものとします。

(1) 専用利用 「1 m²1 時間当たりの使用料」の施設

「1 m²1 時間当たりの使用料」の施設は、貸館施設（専用利用）で、会議室、体育館、グラウンド、テニスコート等のように、専用使用するもの

$$\text{受益者負担額} = \text{算定基礎額} \times \text{面積比率} (\text{貸出施設面積} \div \text{貸出総面積}) \\ \div \text{年間利用時間} (\text{年間利用可能時間} \times \text{稼働率}) \times \text{負担割合}$$

※「稼働率」は前年度実績によるものとし、当該実績が70%未満の施設は、利用者の負担が過大になることを避けるために、70%の利用があるものと補正して算出するものとします。

(2) 個人利用 「1 件（1 人1 回等）当たりの使用料」の施設

「1 件（1 人1 回等）当たりの使用料」の施設は、入館施設（個人利用）で、トレーニングルーム、ランニングレーン、入浴施設のように、ある一定の部屋を（区画）を不特定多数の個人が同時に使用するもの

$$\text{受益者負担額} = \text{算定基礎額} \div \text{年間利用者数} \times \text{負担割合}$$

※「年間利用者数」は前年度実績によるものとし、利用者の負担が過大になることを避けるために、年間利用者数実績の2倍の利用があるものと補正して算出するものとします。

(3) 専用利用と個人利用の使用料設定を併用している施設

陸上競技場、テニスコートなど、「1 m²1 時間当たりの使用料」の専用利用と「1 件（1 人1 回等）当たりの使用料」の個人利用の使用料設定を併設している施設があるが、この場合には、算定基礎額を専用利用と個人利用に区分し、それぞれの費用をもとに、(1) 及び(2) にしたがって算出するものとします。

5 特別の場合の受益者負担額の算出方法

(1) 新規施設の利用実績の取扱い

前年度実績のない新規施設については、想定利用時間（人数）により、算出するものとし、それにより難しい場合は、類似の市施設の利用実績により算出するものとします。

(2) 時間帯別の取扱い

時間帯別の使用料の格差を設ける施設は、基本使用料（「4 受益者負担額の算定方法」により算定した使用料をいう。以下同じ。）に一定の比率で加算するものとします。

(3) 休日等の取扱い

平日、土曜日及び日曜日・祝日による使用料の格差を設ける施設は、基本使用料に一定の比率で加算するものとします。

(4) 入場料等を徴収する場合など営利目的の取扱い

営利目的の場合の使用料については、原則として基本使用料の3倍とし、基本使用料に一定の比率を乗じ、算定するものとします。

(5) ロビーなどフリースペースの取扱い

有料施設であっても、ロビー等のフリースペースについては、使用料を徴収しないものとします。

(6) 夜間照明の使用における光熱水費の取扱い

夜間照明を利用する場合は、使用料とは別に、貸出時間当たりの実質の光熱水費を徴収するものとします。

(7) 附帯設備及び備品などの取扱い

文化会館の備品や地区センターの陶芸窯など、附帯設備及び備品等の使用料については、利用状況などを踏まえ、適正な使用料を別に定めるものとします。

(8) 市民以外の利用の取扱い

市の施設は、市民（本市に居住し、通勤し、又は通学する個人。以下同じ）が優先してサービスを受けるべきであることから、市民以外の利用者の使用料は、原則として市民利用における使用料の2倍とします。

(9) グレード・老朽度等の取扱い

算定基礎額、面積、使用時間（人数）による使用料の算定を基本とするため、グレード・老朽度等による使用料格差を設けないことを原則としていますが、グレード・老朽度等の格差が極めて著しく、これにより難しい場合は、算定基礎額を超えない範囲内において、個々の使用料に格差を設けることも例外的に可能とします。

(10) 新たに利用料金制を採用する施設の取り扱い

指定管理者制度を導入している場合において、今回、新たに利用料金制を採

用することとなる施設（自治会館・地区会館）にあつては、指定管理者との協定締結期間は現行のままとし、見直した使用料の適用は新たな協定締結時とします。

6 激変緩和措置

上記のとおり、算定基礎額計算及び性質別負担割合により受益者負担額が算定されますが、受益者負担額（使用料）の改定は、利用者によって急激な負担増を求めることとなります。また、それに伴い、公共施設の利用率が低下し、市民の貴重な財産の有効利用が阻害される可能性もあります。

このため、今回の受益者負担額の改定に当たっては、これを緩和するため、次のとおり、現行受益者負担額（使用料）に応じた改定の上限率を設定するものとし、今後の定期的な検証結果を踏まえ、段階的に改定を行っていくものとします。

現行受益者負担額（使用料）	改定上限率
250円以下	100%（無料の場合は250円）
250円を超え500円以下	90%
500円を超え1,000円以下	80%
1,000円を超え3,000円以下	70%
3,000円を超え10,000円以下	60%
10,000円を超える	50%

※個人利用の場合は50%（無料の場合は100円）を上限とします。

※新規開所施設は、激変緩和の適用除外となります。

7 受益者負担額算定における端数処理

- (1) 受益者負担額は、原則として、50円単位とします。
- (2) 受益者負担額の算定に当たっては、50円未満の場合は50円に切り上げ、50円以上の場合は50円未満の端数は四捨五入とします。

8 減額・免除制度の基本的な考え方

市の社会教育施設や体育施設では、社会教育団体、社会福祉団体、地域住民団体などの活動を支援・推進する観点から、施設ごとの基準により、使用料の減額又は免除を幅広く認めてきており、施設の利用促進に一定の効果を上げています。

しかしながら、このことが施設コストに対する収入比率を著しく低くさせる原因ともなっており、受益者負担として費用の一部負担を求めるという「使用料」が意味をなさない状況を招いております。

使用料の減額・免除は、あくまで政策的で特例的な措置であり、真にやむを得

ないものに限定するという考え方を再認識した上で、受益者負担の明確化、受益と負担の公平性を確保するという観点から、次のとおり、減額・免除制度を見直すものとします。

(1) 減額・免除制度の方向性

ア 受益者負担原則の徹底

受益者負担の原則を徹底するため、減額・免除制度については、特例的な措置であることを明確にし、その範囲は、本来の目的・必要性に即し、できるだけ限定的なものとしします。

イ 基準の統一

現行の減額・免除制度は、施設ごとに取扱いを定め、運用してきましたが、今後は、公平性を確保するために、できるだけ多くの施設で共通の対応となるよう「基準の統一化」を図ります。

(2) 減額・免除制度の統一基準

ア 団体等の利用に関する基準

(ア) 免除

- ① 市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む）が主催するとき
- ② 施設の管理運営団体（指定管理者を含む）が施設の設置目的で利用するとき
- ③ 市立小学校、中学校及び保育園が教育・保育活動で利用するとき

(イ) 50%減額

- ① 市内の高等学校（高等専門学校を含む）、私立保育園、幼稚園が教育・保育活動で利用するとき
- ② 半数以上が市内に在住する身体障害者等の障害者・児で構成する団体が利用するとき
- ③ 半数以上が市内に在住する中学生以下で構成する団体が利用するとき
- ④ 社会福祉関係団体、地域コミュニティ団体、社会教育関係団体、教育関係団体その他公共・公益的団体がその設立目的のための活動で利用するとき（営利目的で利用する場合を除く。）

※上記理由が重複する場合においても、50%減額とします。

イ 個人利用に関する基準

(ア) 50%減額

- ① 身体障害者等の障害者・児（介助者1名を含む）が利用するとき

おわりに

受益者負担（使用料）の適正化につきましては、受益と負担の公平化の観点から、市民の理解と納得を得られる合理的な料金設定を目指して行うものですが、受益者負担の適正化に合わせて、前提となります施設の維持管理に要する費用については、更なる効率化を図り、削減を図っていく必要があります。

また、市民サービスの向上を目指して、市民の利用しやすい施設になるよう、適正な管理運営や整備を進めることで、公共施設の稼働率の更なる向上に努めていく必要もあります。

本市では、今後とも、公共施設の適正な管理運営に鋭意努力するとともに、その取組み結果の定期的な検証により、受益者負担額の継続的な見直しを図っていくものとします。

資 料

1 検討経過

(1) 綾瀬市補助金及び受益者負担等検討委員会の検討状況

大学教授、公認会計士、団体の代表者、公募市民で構成

第1回会議	平成21年	3月18日
第2回会議	平成21年	5月26日
第3回会議	平成21年	7月21日
第4回会議	平成21年	10月16日
第5回会議	平成21年	12月18日
第6回会議	平成22年	1月29日
第7回会議	平成22年	3月25日
市長へ提言	平成22年	4月20日

(2) 綾瀬市受益者負担適正化に関する指針策定委員会の検討状況

副市長、教育長、企画、行革、財政担当部長、施設所管部長で構成

企画、行革、財政担当課長及び施設所管課長で構成する検討部会を設置

①指針策定委員会

第1回会議	平成23年	11月8日
第2回会議	平成24年	2月14日
第3回会議	平成24年	4月25日
第4回会議	平成24年	6月28日
第5回会議	平成24年	10月3日

②同検討部会

第1回会議	平成23年	11月14日
第2回会議	平成23年	12月26日
第3回会議	平成24年	1月23日
第4回会議	平成24年	2月22日
第5回会議	平成24年	4月13日
第6回会議	平成24年	6月18日
第7回会議	平成24年	9月24日

2 公共施設基礎データ

(1) 維持管理経費の状況

22年度における施設の維持管理経費は次のとおりです。

区分	維持管理経費
福祉施設	28,498 千円
地域活動施設	13,825 千円
生涯学習施設・貸室施設	178,444 千円
スポーツ施設	124,879 千円
文化施設	119,043 千円
合計	464,689 千円

※施設区分は指針の性質分類（P6）によります。

(2) 受益者負担額の状況

22年度における受益者負担額は次のとおりです。

区分	受益者負担額	減免額	収入額
福祉施設	0 千円	0 千円	0 千円
地域活動施設	0 千円	0 千円	0 千円
生涯学習施設・貸室施設	20,181 千円	18,199 千円	1,982 千円
スポーツ施設	22,743 千円	8,758 千円	13,985 千円
文化施設	15,418 千円	9,821 千円	5,597 千円
合計	58,342 千円	36,778 千円	21,564 千円

※施設区分は指針の性質分類（P6）によります。

3 公の施設 現行・改定使用料比較表（試算値）

施設名	貸出施設	現行使用料			負担区分	負担割合	改定使用料			
		区分	単位	金額			単位	金額	改定率	
施設	児童館（ながぐつ・寺尾・小園児童館）	会議室、読書室、集会室、プレイルーム、武道場ほか	無料	—	—	1	公100%	—	0円	—
	高齢者福祉会館	娯楽室、相談室、浴室、研修室、会議室、和室、大広間	無料	—	—	1	公100%	—	0円	—
	高齢者憩の家	ホール、和室	無料	—	—	1	公100%	—	0円	—
	深谷大上・落合ふれあいの家	集会室	無料	—	—	1	公100%	—	0円	—
施設	自治会館（蓼川自治会館ほか13館）	和室、集会室、休養室、保育室、会議室 ほか	無料	—	—	3	公50%	1H	50円・100円	皆増
	地区会館（綾南・大上・鶴島会館）	集会室、談話室、和室、調理室	無料	—	—	3	公50%	2H	50円～200円	皆増
施設・貸	中央公民館	実習室、小会議室A・B、会議室、視聴覚室、講習室、講堂A・B	有料	1H	250円	4	受益者75%	1H	450円・500円	80%・100%
	地区センター（中村地区センターほか4館）	会議室、小会議室、講堂、学習室、調理室ほか	有料	1H	250円	4	受益者75%	1H	250円～500円	0%～100%
	コミュニティセンター（寺尾いずみ、南部ふれあい会館）	会議室、小会議室、展示室、研修室、多目的ホールほか	有料	1H	250円	4	受益者75%	1H	450円・500円	80%・100%
	福祉会館	集会室、母子休養室、学習室、図書室、調理室	有料	1H	250円	4	受益者75%	1H	100円～500円	△60%～100%
	綾北福祉会館	会議室、小会議室、学習室、保育室、休養室、図書室、調理室	有料	1H	250円	4	受益者75%	1H	150円～500円	△40%～100%
	リサイクルプラザ	研修室・展示ホール・市民工房室	無料	—	—	4	受益者75%	1H	200円	皆増
スポーツ施設	市民スポーツセンター	体育館（大体育室・小体育室・武道場・多目的室・会議室）	有料	2H	440円～3,080円	5	受益者100%	2H	600円～5,250円	9%～71%
		陸上競技場・テニスコート・ゲートボール場	有料	2H	500円～1,650円	5	受益者100%	2H	950円～2,800円	70%～70%
	綾瀬スポーツ公園	軟式野球場、ソフトボール場、第1・第2多目的広場、テニスコート、レストハウス	有料	2H	550円～1,100円	5	受益者100%	2H	350円～1,850円	△38%～80%
	本蓼川テニスコート	第1・第2テニスコート	無料	—	—	5	受益者100%	2H	250円	皆増
	蓼川スポーツ広場	運動場	無料	—	—	5	受益者100%	2H	250円	皆増
	早川城山多目的広場	多目的広場	無料	—	—	5	受益者100%	2H	250円	皆増
	小中学校（学校開放）	体育館、プール、グラウンド、武道場	無料	—	—	5	受益者100%	1H	200円・250円	皆増
	炊事棟	城山公園、綾南公園	有料	1日	1,500円	5	受益者100%	1日	2,250円 2,550円	50%・70%
文化施設	文化会館	大ホール（入場料を徴収しない場合）	有料	3H～12.5H	12,000円～83,000円	5	受益者100%	3H～12.5H	18,000円～124,500円	50%
		小ホール（入場料を徴収しない場合）	有料	3H～12.5H	4,000円～25,000円	5	受益者100%	3H～12.5H	6,800円～34,500円	50%～70%
		楽屋・リハーサル室等	有料	3H～12.5H	200円～2,200円	5	受益者100%	3H～12.5H	400円～3,750円	35%～100%

※1 適正化指針(案)に基づく使用料の試算値となります。

※2 激変緩和措置適用後の使用料を試算しています。

※3 改定使用料は単位及び部屋面積により改定幅が生じます。

綾瀬市受益者負担適正化に関する指針

平成24年10月策定

綾瀬市企画部行政管理課

住 所 〒252-1192 綾瀬市早川550番地

電 話 (0467) 70-5657

FAX (0467) 70-5701

E-mail sull15@city.ayase.kanagawa.jp